

平成27年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 （10月20日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の上程及び説明	8
議案第8号の説明、質疑、討論、採決	10
議案第9号の質疑、討論、採決	12
議案第10号の説明、質疑、討論、採決	15
議会行政視察研修の実施について	16
閉会中の継続審査の件	18
管理者挨拶	18
閉 会	19

埼玉中部環境保全組合告示第5号

平成27年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年10月13日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成27年10月20日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 2 議案第 9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について
- 3 議案第10号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（13名）

1 番	橋 本	稔	議員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議員
3 番	秋 谷	修	議員	5 番	羽 鳥	健	議員
6 番	中 野	昭	議員	7 番	渡 邊	良 太	議員
8 番	松 島	修 一	議員	9 番	金 子	眞 理 子	議員
10 番	岸	昭 二	議員	11 番	尾 崎	豊	議員
12 番	荻 野	勇	議員	13 番	杉 田	し の ぶ	議員
14 番	小 林	周 三	議員				

○不応招議員（なし）

平成27年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成27年10月20日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議会運営委員長の報告
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第 8号の説明、質疑、討論、採決
- 第8 議案第 9号の質疑、討論、採決
- 第9 議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 第10 議会行政視察研修の実施について
- 第11 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1 番	橋 本	稔	議員	2 番	金 澤	孝 太 郎	議員
3 番	秋 谷	修	議員	5 番	羽 鳥	健	議員
6 番	中 野	昭	議員	7 番	渡 邊	良 太	議員
8 番	松 島	修 一	議員	9 番	金 子	眞 理 子	議員
10 番	岸	昭 二	議員	11 番	尾 崎	豊	議員
12 番	荻 野	勇	議員	13 番	杉 田	しのぶ	議員
14 番	小 林	周 三	議員				

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	新 井 保 美 君
副 管 理 者	原 口 和 久 君
副 管 理 者	現 王 園 孝 昭 君
代表監査委員	中 山 敏 雄 君
会 計 管 理 者	小 川 福 美 君
事 務 局 長	新 井 久 夫 君
総 務 課 長	成 井 治 久 君

○職務のため出席した事務局職員

書 記	矢 嶋 久 雄
-----	---------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○荻野 勇議長 ただいまから平成27年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○荻野 勇議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○荻野 勇議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○荻野 勇議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、羽鳥健議員、6番、中野昭議員、7番、渡邊良太議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○荻野 勇議長 日程第3、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願いいたします。

尾崎議会運営委員長。

○尾崎 豊議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第3、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る10月13日午前9時30分から、当センターにおきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について順次説明を申し上げます。

日程第4、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第5、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第7、議案第8号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例。

日程第8、議案第9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第9、議案第10号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）。

日程第10、議会行政視察研修の実施について。

日程第11、閉会中の継続審査の件。

以上であります。

次に、日程第6、管理者提出議案の上程及び説明の後、日程第8、議案第9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について、中山代表監査委員より決算監査報告がございます。その後、休憩をとりまして全員協議会を開催することに決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

議事日程は以上であります。

次に、平成27年の人事院勧告に基づき、期末手当等の改定が予定されています。当組合職員の給与関係は、鴻巣市を準用しており、鴻巣市が11月30日に予定されております12月議会で人事院勧告どおり改正されますと、組合職員の12月期末・勤勉手当は自動的に0.1カ月分引き上げとなります。

当組合では、特別職及び議員の期末手当の率につきまして、職員と同様の率で推移してまいりました。しかしながら、特別職及び議員の期末手当の率の改正につきましては、構成市町の状況を鑑みて、関連する条例を改正し、11月30日までに告示する必要があります。

議会運営委員会といたしましては、組合議会開会の時間がないことが認められますので、地方自治法第179条の規定により、専決処分をすることにやむを得ないと決定いたしました。

そのほか組合表彰について協議いたしました。

また、昼食につきましては、これまでどおり用意しないと決定させていただきました。

以上が10月13日に行われました議会運営委員会の報告でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

◎会期の決定

○荻野 勇議長 日程第4、会期の決定につきましては、尾崎議会運営委員長の報告のとおり、10月20日、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○荻野 勇議長 日程第5、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成27年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました、平成27年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ1万8,247.82トン、粗大ごみ586.94トン、合計1万8,834.76トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ303.44トンの減、粗大ごみ47.27トンの減、合計では350.71トン、1.83%の減でありました。なお、ほかに、坂戸市からの受託ごみ212.45トン、大里広域市町村圏組合からの受託ごみ225.74トン、小川地区衛生組合からの受託ごみ49トンの可燃ごみを処理しております。なお、大里広域市町村圏組合は、3月までの受託予定となっております。また、坂戸市及び小川地区衛生組合から、施設の修繕に伴い、再度ごみ処理の依頼がありましたので、10月から11月にかけての予定で受託しております。

次に、灰の処理につきましては、合計2,169.18トンをセメント原料として処理委託をしております。

また、排ガスのダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉、0.0000013ナノグラム、2号炉、0.00019ナノグラム、3号炉、0.00012ナノグラムとなっており、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在、順調に点検作業が進んでおります。

なお、修繕につきましては、プログラム装置修繕など機械設備の老朽化による修繕費用もふえてきている状況ではあります。

次に、平成27年6月3日配達証明により、白井法律事務所から埼玉中部環境保全組合監査委員宛てに、埼玉中部環境保全組合職員措置請求書が送付されてまいりました。請求人は、地元住民4名であり、請求者ら代理人弁護士であります。

請求内容の概要は、「当組合と請求人との間に成立した和解条項に違反して、余熱利用施設温水プール等の要望書を利用し、建設禁止区域に新規ごみ処理施設の建設をするために支援した行為と金員を是正・補填すべきである。

また、当組合の平成13年度から平成24年度までのごみ処理施設周辺地域環境整備事業補助金の支出は、ごみ処理施設周辺地域環境整備事業補助金等交付要綱に規定された補助対象となる事業以外に交付されたものが多く、違法であったので補填すべきである」との請求内容でありました。

7月7日に住民監査請求要件審査を実施したところ、財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に監査請求が提出されており、地方自治法第242条の所定の要件を具備していないことから、却下する結果となり、7月14日付で監査委員から却下の通知がなされております。今回は、吉見町と埼玉中部資源循環組合にも監査請求がなされておりますが、当組合と同様、請求は却下されたと伺っております。

次に、第2期大間処分場につきましては、廃止に向けて懸案となっております原水のpH、水素イオン濃度でございますが、これは基準値の5.8ないし8.6に対して、直近の調査結果は11.5と依然高い状況であります。

また、去る7月30日19時30分から、鴻巣市田間宮小学校体育館において、国土交通省大宮国道事務所主催の上尾道路の設計・用地説明会が開催されております。第2期大間処分場が上尾道路の計画区域にどの程度含まれるのか懸案となっておりましたが、都市計画決定どおり、57メートルの幅員で建設されることが決定されたとのことで、第2期大間処分場は3割程度が含まれることとなります。今後の対応について、国及び埼玉県と地元とが意見の調整を図りながら協議が進められると思われますので、進展がございましたら報告申し上げます。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めますとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○荻野 勇議長 管理者の諸報告が終わりました。

ここで、中山代表監査委員の入場をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

〔監査委員入場〕

再開 午前 9時13分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○荻野 勇議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

新井管理者。

○新井保美管理者 議長の命により、提出議案の説明を申し上げます。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、規定

の整備を行うものであります。

次に、議案第9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。
歳入総額は8億316万8,449円で、予算現額に対し525万8,449円の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金5億609万6,000円、使用料及び手数料1億4,980万3,500円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額7億8,301万7,030円、執行率98.13%であります。歳出の主なものは、総務費1億754万98円、衛生費6億6,940万6,992円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

次に、議案第10号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,008万1,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金1,515万1,000円の増額であります。歳出につきましては、総務費、総務管理費、財政調整基金費1,515万1,000円の増額であります。

以上、議案第8号から議案第10号の3議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○荻野 勇議長 以上で、提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで、議案第9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、先般、決算監査が実施されておりますので、代表監査委員にその報告をお願いいたします。

中山代表監査委員。

○中山敏雄代表監査委員 皆様、おはようございます。監査委員の中山でございます。

ただいま議長さんからご指名いただきましたので、代表監査委員といたしまして決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月18日に管理者から付されました平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算につきまして、当組合議会から選出されております渡邊監査委員さんとともに審査をいたしました。その結果、決算書及び附属書類につきましては、適正に作成されております。また、現金出納に伴います諸帳簿、関係書類等を照合いたしました結果、計数に誤りはなく、その内容も適切に処理されているものでありますので、ここにご報告を申し上げます。

なお、皆様のお手元の決算審査意見書の中の末尾に、若干の要望、お願いをさせていただいておりますので、ご参考までによりしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時19分

〔監査委員退場〕

再開 午前10時10分

○荻野 勇議長 会議を再開いたします。

◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第7、議案第8号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。議案第8号 埼玉中部環境保全組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法と呼んでいるものですが、この法律の施行に伴い、鴻巣市、北本市、吉見町では9月議会において個人情報保護条例の改正がなされております。当組合におきましても同様の改正を行うものであります。

1枚めくっていただきまして、議案第8号の新旧対照表をお願いしたいと思います。初めに、第2条の改正ですが、第2条は言葉の定義を定めたもので、今までの第3号、第4号を1号ずつ繰り下げ、新たに第3号として特定個人情報の定義を追加したものであります。

第3号、特定個人情報、「個人情報であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう」というように定義をさせていただいたものであります。これは、ここには記載してございませんが、第2号で個人情報というものを定義しています。この個人情報と新たな番号法による特定個人情報を区別する必要性が生じたことから、新たに追加して定義したということでございます。

次に、第8条は、第1項中、「個人情報取扱事務の」を「第6条第1項に規定する」に改め、「

利用」を「、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用」に改め、同条 2 に、新たに第 8 条の 2、第 8 条の 3 を設けております。

第 8 条は、個人情報の利用及び提供の制限について定めたものですが、やはり個人情報と特定個人情報とを区別するために、新たに第 8 条の 2 として、特定個人情報の利用の制限、また次ページ、中段ぐらいになりますけれども、第 8 条の 3 として、特定個人情報の提供の制限、この 2 つを新たに設けたものでございます。

次に、第 9 条ですけれども、「個人情報」の次に「特定個人情報を除く」を加えております。

3 ページをお願いいたします。第 12 条は、第 2 項中、「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）」を加えまして、第 13 条は、第 2 項中、「法定代理人」を「代理人」に改めるものであります。これは、特定個人情報にあつては、開示請求について本人の委任による代理人も請求できると規定したものでございます。

第 23 条は、収集された情報の削除の請求について規定したもので、個人番号について不正な取り扱いがあった場合、利用停止請求を認めるため、その旨を条例に規定する必要があることから、利用請求に対する違反、収集制限や保管制限に対する違反、ファイル作成等に対する違反を、利用停止請求事由として加えたものであります。

4 ページをお願いいたします。第 24 条第 1 項中、第 8 条第 1 項の次に「又は第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を加え、第 32 条で「自己情報」の次に「（特定個人情報を除く。）」を加える。これは字句の訂正であります。

以上、公布の日から施行するものであります。

改正内容につきましては以上でございまして、よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 説明の中で、構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町で、9 月議会で条例改正をされたということで、今回の条例改正を行いたいということですが、中部環境保全組合の業務の中でこの関係する内容、今回条例改正する内容が該当するようなことはあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 番号法施行による今回の改正の中で中部環境が該当する内容があるのかということですが、中部環境が保有している個人情報というのはほとんどございません。強いて言えば、搬入許可証に記載されている事業所や個人の情報ということになります。ですから、今回の番号法に伴う改正の中では、特別関係してくる内容というのはございません。

以上です。

○荻野 勇議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、反対討論を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第8、議案第9号 平成26年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について議題といたします。

休憩中に事務局長から細部説明がありましたので、これより質疑を求めます。

杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

11ページになりますけれども、6款諸収入、2項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入ですけれども、平成26年度は他の組合からのごみの受け入れ量が、例年になく多い受け入れとなっております。この中部環境保全組合のセンターの概要、これは決算上の数字から見ても、過去10年受託をしても、その受け入れ量は圧倒的に多く、昨年度と比較をしても5倍以上の受け入れになっているかと思いますが、このごみの受け入れがトン当たり1万8,000円というふうになっておりますが、その1万8,000円の根拠について伺いたいと思います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 受託事業の受け入れの単価ということでございます。これは、埼玉県で清掃協議会というものをつくっておりまして、その中で、修繕などお互い困ったときには助け合いましょ

うという協定のもとに行っているものなのですが、当然その施設の許容能力などもありますから、依頼があっても断るということもできるのですけれども、うちのほうではその協定に基づいて、この処理に支障を来さない限り、なるべく受けるようにしております。

うちのほうがこの単価を決めるときに、正副管理者で協議していただいたのが、基本的に、一般的にはその組合で定めている処理手数料条例の事業系手数料、これを基本にするということが大前提ですという説明をさせていただいて、正副管理者の中で、それで中部環境がかえって経費が多い、要するに損をするようなことがないように受けなさいということで指示は受けておりますけれども、先ほども申し上げましたように、この事業系手数料のうちのほう、現在10キロ当たり180円、ですからトン当たりになると1万8,000円なのですけれども、これを基本として受けております。ほかの組合もほとんどそうです。事業系手数料の金額を基本として受けております。ただ、全てがこれで統一されているという、統一されているということではございませんので、その辺の誤解がないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 今ご答弁をいただいたのですが、損をすることがないように受けなさいということと言われておりましたけれども、先ほどの全員協議会の中で、財調の質疑の中でも、受託事業収入の半分で処理ができているというような答弁もされておりましたけれども、平成23年からトン当たり6,000円の引き上げがされて、見直しがされておりますけれども、東日本大震災の年ですね、23年。23年の当初予算で6,000円の引き上げが行われておりましたので、東日本大震災以降、例えば電気代ですとか燃料代ですとか、あるいは消費税ですとか、そうしたものも引き上げになっているという関係から算出の根拠について伺ったわけなのですけれども、先ほどご答弁の中で、金額については、事業系のキロ当たりの金額で受けるということで、ほかの組合もほとんどそのような形でやっているというお話でしたけれども、金額は統一をされているわけではないというお話でした。

ですので、私もちょっとよその組合の事業系ごみの金額を全て調べているわけではないのですけれども、中部環境で今後ごみを受け入れてもらうことがあるかもしれません。予定としてはなくても、突発的なことで、必ずないということは言い切れないところなので、あるかもわかりませんので、今中部環境で受け入れているのはトン当たり1万8,000円ですけれども、お願いをしたときには、逆にトン当たり2万円だったということがないように、そうした角度からも、結ぶ協定の中で調整することは可能なのかなどなのか。金額が統一されていないというご答弁でしたので、そうしたことについて検討されたことはあるのかなどなのか、その点を伺いたと思います。

○荻野 勇議長 新井事務局長。

○新井久夫事務局長 今事業系手数料の値上げのお話が出ましたけれども、うちのほうは23年の4月

1日から値上げしております。ということは、その前、二、三年かけて資料を集めて、うちのほうのトン当たりの実際の処理単価はどうなっているかということも調べながら、最終的に結論を出して値上げしたのがこの年ということです。

と申しますのは、この近辺で、ほかのこの近隣のところも大分値上げ等をして、この組合だけ安い金額になっていました。そういう中で見直しも必要だろうというようなことから、幾らにするかという議論になっていったのですけれども、ちなみにうちのほうがお願いするときは同じ金額でお願いできるのかということですが、それは約束はできませんけれども、当然そのように、お互いさまなのでお願いしていきます。

ちなみに平成10年、11年度にダイオキシン類対策工事をやったときには、彩北広域さんにはトン当たり1万2,000円をお願いしました。当時中部環境の処理手数料も1万2,000円でしたので、同じ金額ということになります。上尾をお願いしたのも、その当時1万2,000円をお願いしています。熊谷市も加須騎西衛生組合にも1万2,000円をお願いした例はございます。このとき東松山市さんだけは事業系手数料が安くて、トン当たり6,300円で引き受けてくれたという事実はありますけれども、基本的には近隣はほぼ同じような手数料で動いているという実態がありますので、お願いするときもほぼ同じ金額でお願いできるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○荻野 勇議長 杉田議員。

○13番 杉田しのぶ議員 過去にも中部環境の金額、当時1万2,000円だった金額でお願いできているということで今ご答弁いただいたのですけれども、管理者の行政報告でも、また10月から新たに本年度もほかの組合の受託をするということで話が合ったという報告が先ほどされましたし、どこかの施設も老朽化をして修繕等も必要になって、今後も受け入れ等もかなりふえてくることも予想されますので、そうした観点から質問させていただきました。

目に見えない設備の消耗ですとか劣化などにも関係してくるというふうにも思いますけれども、受託事業で収益を上げるという意味で質問をしているわけではなくて、仮に中部環境を受け入れた場合どうなのだろうという、受け入れ量がふえてきている中で感じたものですから質問をさせていただきました。今後も、約束はできないけれども、そのような形でお願いをしていくと、そうした事態にはお願いをしていくということでしたので、ぜひそれが実行できるようにお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○荻野 勇議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、反対の方の討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 続いて、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり認定されました。

◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○荻野 勇議長 日程第9、議案第10号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

これより事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

事務局より細部説明を求めます。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 それでは、議案第10号 平成27年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

本補正は、平成26年度の繰越金が確定いたしましたので、それを財政調整基金に積み立てたいとするものであります。

表紙を1枚めくっていただきまして、表紙の裏面をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,515万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,008万1,000円とするものであります。

詳細についてご説明申し上げますので、一番最後のページ、5ページをお願いいたします。歳入ですけれども、5款繰越金、1節繰越金1,515万1,000円は、前年度繰越金確定によるものでござい

ます。

歳出、2 款総務費、2 目財政調整基金費、25 節積立金1,515 万1,000 円は、財政調整基金に積み立てたいとするものであります。平成27 年度当初予算の繰り入れに、財政調整基金から3,000 万円取り崩し繰り入れたことにより、財政調整基金の残高が1 億を切りまして、9,200 万円程度となっております。1,515 万1,000 円を補正いたしますと約1 億788 万円になる見込みでございます。

補正につきましては、以上でございます。

○荻野 勇議長 説明が終わりました。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

これより議案第10 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○荻野 勇議長 起立全員であります。

よって、議案第10 号は原案のとおり可決されました。

◎議会行政視察研修の実施について

○荻野 勇議長 日程第10、議会行政視察研修の実施について議題といたします。

視察内容について事務局長より説明をお願いいたします。

新井事務局長。

○新井久夫事務局長 議会行政視察案についてご説明申し上げます。

本日お配りいたしました資料の、右上に「改訂」というような形で書かれているものをごらんいただきたいと思います。表紙の裏側になりますけれども、1 ページになります。こちら、1 の期日ですけれども、平成27 年11 月5 日の木曜日、6 日の金曜日、1 泊2 日でございます。

2 の視察先につきましては、1 日目が富山県の富山地区広域圏事務組合の「富山地区広域圏クリーンセンター」、2 日目は石川県金沢市の「西部環境エネルギーセンター」でございます。

次に、3の視察参加者は、組合議会議員13名、正副管理者3名、事務局2名の18名で予定をさせていただきます。

次に、4の視察目的は、ごみ処理施設等を視察し、見識を深めることを目的とする。

5の視察日程ですけれども、集合場所は大宮駅新幹線南乗りかえ口、午前8時50分集合というふうにさせていただきます。

2ページのほうをごらんいただきたいのですが、行程ですけれども、5日の集合場所が大宮駅新幹線の乗りかえ口になっております。吹上駅8時9分の電車をそれぞれの駅で乗りますと、こういう時間になって、大宮に8時46分に到着というような予定でございます。乗りかえ口まで結構ありますので、ちなみにこれより1本早い電車で行きたいという場合は、吹上駅8時2分の電車がございます。吹上駅8時2分、北鴻巣駅8時6分、鴻巣駅8時10分、北本駅8時14分に乗りますと大宮駅8時34分ということで、約30分ほど前に到着できるということになります。それだと時間があり過ぎるという方は、この行程に書いてあるもので十分かなと思うのですけれども、時間に心配がある方は1本前でもよろしいかなというふうに思います。

9時2分の新幹線に乗車いたしまして、富山駅に10時50分に到着し、昼食をとりましてバスで移動、富山地区広域圏クリーンセンターを午後1時30分から午後3時まで1時間半の視察予定。宿泊は、富山市内のマンテンホテルというビジネスホテルを予定しております。夕食につきましては、ホテル近辺で意見交換会ができるようなお店を現在選考中であります。

6日は、ホテルを8時に出発し、北陸自動車道を使用して西部環境エネルギーセンター、9時30分からやはり1時間半程度で11時まで視察いたしまして、兼六園で昼食。兼六園の見学、それから金沢駅に移動して、帰りの新幹線までの間買い物というような形で予定しております。天気などにもよりますので、それぞれの時間はその都度臨機応変に対応したいというふうに思っておりますが、一応の時間を書かせていただいております。

14時51分発のかがやきに乗車しまして、大宮駅に17時2分、5時に2分到着、大宮駅解散となりますが、そのまま高崎線に乗車しますと、北本駅に17時30分到着予定ということでございます。

3ページをお願いいたします。視察先概要とありますが、5日の富山地区広域圏クリーンセンターは、処理方式はストーカ炉、処理能力は810トン、270トンの炉が3炉ということで、また灰溶融炉が設置されております。大変大きな施設で、特徴としてはやはりごみ発電といえますか、発電能力が2万キロワットということで、かなり発電が大きいというのが特徴でございます。竣工は平成15年3月、事業費443億円ということでございます。また、煙突が100メートルほどありまして、80メートルのところに展望施設が設置されているという特徴を持ってございます。また、旧施設につきましても、二、三年後には解体を予定しているというお話も伺っております。規模は違うのですけれども、その辺の話も聞ければ参考になるかなというふうに考えております。

次に、6日の金沢の西部環境エネルギーセンターですけれども、処理方式がやはりストーカ炉、

処理能力が340トン、170トンが2炉であります。発電能力は7,000キロワット、余熱利用として温水プール等がありますけれども、竣工が平成24年3月ということで非常に新しい施設ということになります。事業費が約133億円。ここは平成24年度に隣にあった旧西部クリーンセンターの解体工事を実施しておりますので、その辺の話も参考になると思って計画をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○荻野 勇議長 ただいま事務局長より視察内容について説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの説明のとおり、埼玉中部環境保全組合議会会議規則第89条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 ご異議なしと認めます。

よって、説明のとおり派遣することに決定いたしました。

皆様全員のご参加をよろしくお願い申し上げます。

◎閉会中の継続審査の件

○荻野 勇議長 日程第11、閉会中の継続審査の件について議題といたします。

尾崎議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。尾崎議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荻野 勇議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○荻野 勇議長 以上で、本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案を申し上げました議案につきまして、慎重ご審議をいただきまして、いずれの議案も原案のとおり可決、ご決定をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転させていただいてるところでございます。ごみの処理は一日たりとも休むことはできませんので、今後におきましても住民生活に支障を来すことのないよう、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいります。

結びに、今後も地域の皆様と協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員各位のより一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍とご健勝を祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○荻野 勇議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○荻野 勇議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成27年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

なお、議会行政視察研修の通知につきましては、事務局から配付いたしますので、お願いいたします。

(午前10時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年10月20日

議 長 荻 野 勇

署 名 議 員 羽 鳥 健

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 渡 邊 良 太